

柏行審第87号
平成31年2月5日

柏市長 秋山浩保様

柏市行政不服及び情報公開
・個人情報保護審議会
会長 神谷敦宏

審査請求に対する答申について

平成30年5月24日付け柏市消第145号で諮問のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）が開示請求者に対して行った平成30年4月9日付け柏市民第2183号文書の保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 本件審査請求人（以下「審査請求人」という。）は、実施機関に対し、平成30年3月22日、柏市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、次の保有個人情報の開示を請求した。

「平成28年1月1日から平成30年3月21日までの本人以外が請求した印鑑証明書発行の開示。住民票・印鑑証明書等請求書。」

(2) 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報として、次の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定した。

ア 平成29年9月22日請求 住民票・印鑑証明等請求書（以下「文書1」という。）

イ 平成29年9月25日請求，9月26日発行戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（戸籍法第10条の2第3項，第

4 項及び住基法第 12 条の 3 第 2 項，第 20 条第 4 項による請求) (以下「文書 2」という。)

(3) 実施機関は，本件保有個人情報に条例第 18 条第 3 号本文及び同条第 4 号アに該当する不開示情報が記録されていると判断し，審査請求人に対し，条例第 22 条第 1 項の規定により，本件処分の通知をした。

(4) 審査請求人は，本件保有個人情報の部分開示決定を不服として，行政不服審査法第 2 条の規定により，平成 30 年 4 月 9 日付けで実施機関に対し，審査請求をした。

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を変更し，本件保有個人情報の一部（文書 1）を開示するとする処分を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張する要旨は，次のとおりである。

家族の者が住民票を使って借金等をしている疑いがあり，住民票の請求が開示されないと借金等（家族等が）の疑義を解決することが出来ず，開示請求者が不開示であると個人財産の保全ができないため。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は，次のとおりである。

窓口で請求する者の住所，氏名，電話番号及び生年月日並びに必要な者の住所，氏名及び生年月日並びに使用目的及び理由（以下「本件個人情報」という。）は，開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり，条例第 18 条第 3 号本文に該当し，かつ同号本文ただし書アからエまでの例外的に開示できる場合に該当しないため。

5 当審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報の概要

(ア) 文書 1 については，審査請求人以外の第三者が，審査請

求人者の住民票の写しを請求するために記入し、窓口へ提出したものである。

(イ) 文書2については、住民基本台帳法第12条の3第3項の規定による特定事務受任者が審査請求人の住民票の写しを請求するために記入し、窓口へ提出したものである。

イ 実施機関による処分

実施機関は、本件個人情報情報を条例第18条第3号本文に該当するとして、不開示とした。

審査請求人は、個人財産の保全が出来ないとして、文書1の不開示部分を開示すべきと主張しているため、実施機関の判断の妥当性について検討する。

(2) 条例第18条第3号の該当性について

ア 条例の趣旨

条例第18条第3号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある」情報については、原則として不開示とする旨を定めている。

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を開示請求者に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報とするものである。

ただし、同条同号ただし書イで、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」については、例外的に開示することとしている。

イ 該当性の検討

(ア) 文書1のうち、窓口で請求する者の住所、氏名、電話番号

号及び生年月日並びに必要な者の住所，氏名及び生年月日については，いずれも開示請求者以外の個人に関する情報である。また，「使用目的及び理由」の欄に記載された情報については，筆跡や記載内容から住民票の請求者を特定することができる情報であるといえる。そのため，本件個人情報とは特定の個人を識別することができる情報であり，同号本文に該当し，同号ただし書ア，ウ及びエに該当しない。

(イ) 次に，同号ただし書イの該当性について検討する。

審査請求人は，本件個人情報が開示されないと個人財産の保全ができないと主張するが，本件個人情報を開示することと個人の財産を保護することに合理的な関連性はなく，本件個人情報を開示することで個人の財産保護につながる理由が明らかでない。

よって，本件個人情報は，同号ただし書イには該当しない。

(3) 結論

以上検討したとおり，「1 当審議会の結論」のとおり判断する。

6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は，別表のとおりである。

別表

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 5月24日	諮問
8月30日	第1回審議（事務局から概要を説明）
11月29日	第2回審議
12月20日	第3回審議
平成31年 1月29日	第4回審議
2月 5日	答申